

広島県告示第三百四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第五十八条において読み替えて準用する法第四十二条第一項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第七十条及び広島県漁業調整規則（令和二年広島県規則第六十七号。以下「規則」という。）第四条第一項に掲げる漁業につき、規則第十一條第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び申請期間等を別冊のとおり定める。

令和四年四月十四日

広島県知事 湯崎英彦